

希望型指名競争入札制度のてびき

平成26年2月

千葉県財政局

希望型指名競争入札制度のてびき

千葉市財政局は、入札制度の透明性及び競争性を高め、並びに公正な競争を確保するために、業務委託ごとに入札の参加を希望する者の中から指名業者を選定して行う「希望型指名競争入札制度」を実施しています。

本希望型指名競争入札に参加を希望する場合は、次の事項について十分留意して参加してください。

1. 対象業務委託

原則として、予定価格が100万円を超える業務委託のうち入札で執行するもの（WTO政府調達協定対象案件については除きます。）

2. 入札参加資格

(1) 希望型指名競争入札の入札参加資格要件は、次の要件すべてに該当することとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと

ウ 対象業務の入札日前6か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないものでないこと

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者でないこと

キ 対象業務の発注年度の前年度までの千葉市税（延滞金を含む）を完納していること

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っている者であること

ケ 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていること

コ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）、又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者でないこと

(2) (1)のほか、入札を行う対象業務の種類又は性質等により、別に定められた入札参加資格要件がある場合には、これにも適合していることとします（この入札参加資格要件については、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページで公表します。）。

3. 公表

- (1) 入札参加者を募集するときは、発注情報を、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ上に掲載し公表します。
- (2) 千葉市ホームページの入札情報等ポータルページで公表する内容は、次のとおりです。
 - ア 業種
 - イ 委託名
 - ウ 委託場所
 - エ 委託概要
 - オ 履行期間
 - カ 入札参加資格要件
 - キ 入札参加申込みの申込受付期間及び申込受付場所
 - ク その他必要な事項
- (3) 入札結果については、入札後に千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに公表します。

4. 入札参加申込み

- (1) 入札への参加を希望する際の提出書類は、次のとおりです。
 - ア 希望型指名競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 資格要件を満たしていることが確認できる書類（入札情報において提出が必要とされた書類）
- (2) 申込受付期間は、対象業務委託の公表を開始した日から公表の最終日まで（原則として5日間）です（詳細は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに記載します。）。
- (3) 申込業者がない場合、又は資格要件に適合する業者が1者以下の場合、通常の指名競争入札の手続により入札を実施します。

5. その他

- (1) 資本又は人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件への参加申込みはできません。
- (2) 参加申込みにあたっては、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ入札参加申込書を提出してください。
- (3) 提出された入札参加申込書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。

希望型指名競争入札参加申込みにあたっての留意点について

- 役員兼務（監査役を除く。）又は資本提携（50%以上）がある企業は、同一案件の指名を受けることはできません。
- 審査のうえ、資格要件等に適合しなければ指名されないこともあります。
- 指名後に資格要件等に適合しなくなった場合は、入札参加資格を失います。